

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄住民の権利拡大
大（琉球行政主席等の任期延長）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43446

対米協議

極秘
無期限

アサヒ局長

法政課長

橘 参事官

総務課長

北米一課長

大統領行政命令改正問題

46. 8. 6

米北1

1. 本件について (40) 琉球立法院議員団

(桑江 朝幸団長)より本村外務大臣臨時代理
に於て可及的速く改正発表につき

米側には申し込め方要請があり、又6日
アサヒ局長との定例委員会席上対策あり、

11月選挙の実施した場合革新の勝利
の可能性が低く、かくして「沖縄の民意

に沿って協定交渉を直し、論争の拍頭し、
本エの沖縄国会の審議中断をも招来

(「わが国」の「わが国」なり、米側の一芝手を
(当方より米米電ヲ2225号の趣旨ヲ説明)

打つて来り又早く改正を行われ、主席
の立法院決議の撤回を望む

辞表提すを行われにくくするニ関し
併策あり、その際ニ2225米米決方
(改した) (折衝)

要請あり (尤も行政命令の改正は50に
かかわらず、主席の辞表を提出するに

あつて法は考慮は(要あり)と
述べた。

2. 上記後刻米北1長より在京米大使館
シヤマン参事官に於て本件促進の

可能性につき打診せられた。シヤマンは、
米側と貴館の重要性は十分承知あり、

最近在京米大使館及び高井参事官

この本件22日正午迄の早期促進方々
電報を以て、

強く勧奨した経緯がある、但しその
効果のほどは確信がたない(ト)ト。
予断なし

これに対し米北表より、11日4にセオ
結果判明次第通報を以て、また

局長主席の辞表を提出した(ト)ト合の
対応ぶりについては22日 予断なし
(互に 予断なし) (ト)ト合

(ト)ト: 是方、当方表の論議を以て。
(整理を要す)

2. 右「セオ」は上記2.の次方にて当方
生芝に通報し差支を以て(ト)ト合。

その後沙絶来電が846号を7日
した。本件経緯は22日 予断なし

電報と772210セオ、記録にとりかへ
(39日と43)

極 秘
無 期 限
部 内 号

アメリカ局長

参事官

北米才一課長 (休職中)

条約課長

琉球政府行政主席等任期延長
問題について

46.8.17.
米北一

8月17日 標記の件について、在米米大使
より参事官にアメリカの標記を以て

来電がある。その際の話し合いの
とおり。

記

1. 是方より、標記の件について行政命令
改正の件が長官の署名の日付は、

12月11日、本日付、本國政府から
署名後の米側 署名集に

~~4. 如右考案上、行政命令改正案の
 條の急等案(別紙)の内容を通知
 し、先ず之を承認せしむ。~~

秘
無期限

アメリカ局長
 参事官
 北米第一課長

条約課長

大統領行政命令改訂問題
 8. 8. 11
 米北1

1. 8月11日 在米大使館ヲミツに於て、
 琉球列島の管理に關する行政命令

(以下「行政命令」と略す)に關し米側は
 11日付改訂を希望するかと復したるに、
 非公式に
 同人は要旨の通り(正)に。

(1) 自前(正)の案に對し、米側は行政命令
 第6節(a)項(立法院議員は1962年
 の選挙に於て選出され以後3年の任期
 により3年ごと選出されること)の

村角考案上
 電話連絡す
 8/11

字
 米
 沖
 (23)
 8/12

規定)に、「1971年11月の選挙は

行われなかった。立法院議員の任期は復帰の日又は8月に選挙が

行われなかった自動的に延長されたものとす。」と11月12日閣議の改訂を

加えたものとす。行政命令第8号(8)項(1)は行政主席の

任期^を立法院議員の任期と同一定する旨を定めたこと、7月12日改訂の

要旨は「(2) (当方より、米側改訂の趣旨は「^{任期}選挙」

自動延長を旨としたこと、住民の要求等からある場合は選挙を行政主席に委任すること、(11月)

と11月12日閣議の理解は「よいか」と反した

に対し、米側は、任期自動延長に

関する琉球政府の正式な要請に基づき本件改訂手続を進められたこと、

(4月10日及び12月10日)

復帰以前は別選選挙を行われなかったこと、(当方より、前記7.9

改訂案文^{の趣旨}から、必ずしもそのように読みとれなかったこと、コメント(1)に於いて、

「8月に選挙が行われなかった」とは復帰から大分遅れた場合は

想定(1)規定と同様。米側の基本的な考え方は、複数の可能性を留保

(1)ため、そのうち一つは選期については高層幹部間の政治交渉は必要

なことが如き事態は「11月12日」と11月12日

あり、たとえ沖縄住民が選挙
 実施を望むに認めておられる
 思ふ。

2. 石原屋良主席の辞表を提出する
 如き事態に於ては、
 米領の各地方如何と願ふ。3. 「32」
 は、7月、具体的には22日ごろ、
 日本側と十分協議して、

琉球列島の管理に関する行政命令
 は、この命令の規定に従つて存続する。

第六節
 (a) この命令に別段の定めがある場合を除いて、琉球政府の立法権は、一院制の立法院に属する。立法院の議員は、一九六二年に琉球住民による直接選挙によつて選出されるものとし、その後は、三年の任期により三年ごとに選出される。(行政命令一〇一〇)

(b) 琉球列島の地域は、おのおの立法院の議員一名を選出する選挙区に引き続き区分されるものとする。現行の二十九の選挙区は存続するが、選挙区の数又は区画は、高等弁務官の承認を得て琉球政府が制定する立法によつて変更することができる。選挙区を変更するに当つては、各選挙区が比較的まとまつており、飛び地でないこと及び大体同程度の人口を保有することについて、妥当な考慮が払われなければならない。(行政命令一〇一〇)

第七節 立法院は、対内的に適用されるすべての立法事項についての立法権を行使することができる。立法院は、その議員の選任及び資格について審査する手続を定め、議員の中からその役員を選出し、立法院自体の規則及び手続を定める。地方公共団体の議会は、琉球政府の立法院が制定する手続に従つて当該地方公共団体の住民によつて選挙された議員で構成し、それぞれの地方公共団体の立法権を与えられ、かつ、これを行使する。高等弁務官は、琉球政府の立法院によつて制定されたすべての立法を国防長官に報告し、国防長官は、これを合衆国議会に報告しなければならない。

第八節 (a) 琉球政府の行政権は、琉球人である行政主席に属する。行政主席は、琉球政府のすべての行政機関に対して一般的指揮監督権を有する。

(b) 琉球列島に適用される法令を忠実に執行しなければならない。(行政命令一〇一〇)

(1) 行政主席は、琉球住民がこれを選挙し、投票の最多数を得た者をもつて、行政主席となる。ただし、投票総数の四分の一以上の得票がなければならぬ。行政主席は、立法院議員と同じ日に選挙され、その任期は、最初の行政主席選挙は、一九六八年十一月に立法院議員選挙と同じ日に行なう。立法院は、法をもつて行政主席選挙の手続を制定し、行政主席になるための資格条件を決定し、かつ、欠員を補う必要がある場合の特別選挙について規定するものとする。

(2) 現職行政主席の後任を選挙又はその欠員を補う選挙が高等弁務官の定める適当な期間内に行なわれなければならない場合は、高等弁務官は、後任が正式に選出されるまで在任すべき行政主席を任命することができる。(行政命令一〇一〇・一二六三・一二九五)

(c) 各地方公共団体の長は、琉球政府の立法院が制定する手続に従つて、当該地方公共団体の住民が選挙する。(行政命令一〇一〇)

第九節 (a) 立法院によつて可決されたすべての立法案は、立法となる前に、行政主席に送付されなければならない。行政主席が立法案を承認するときは、これに署名し、承認しないときは、送付を受けた後十五日以内に、異議を添えて立法院に返送しなければならない。立法案が所定の十五日以内に返送されないときは、行政主席がこれを承認した場合と同様に立法となる。ただし、立法院の閉会によりその返送が妨げられたときは、この限りでない。この場合には、行政主席

これらの立法院議員と同じとし、任期満了後は
 後任の就任まで在任するものとす。

極秘
無期限
部の内
号

大臣秘書官
西山秘書官
9/9
条約課長
安全保障課長
北米第一課長

アメリカ局長
参事官

大統領行政命令改訂内閣
(在京米大使館との連絡)

06. 9. 7
米北1
11:45 a.m.
9月9日 在京米大使館キリオン書記官より

北米第1課に対し 尋常次のとおり電話連絡
達成した。

(琉球政府行政主席 及び 立法院議員の任期延長に関する)

(1) 本行政命令の改訂は any hours
大統領の署名を待てる見地である。

(当然より、現在ワシントンには真夜中と思われ、
any hoursの意味如何を戻してと云、
「是」は右は within several hours

官邸、
相角参事官に内報済み
9/9

GA-5

外務省

0 2419

2

と云うことであると思ふがよか合点なりと回答)

(2) 署名後 ワシントンで発表を行なう。ただし
発表案に2112日 午後変更があること

通報は受け取った。改訂テキスト等の
入手は 今夜 10時までに済むと思ふ。

(3) (高瀬大決、尾良主席への通報は済ませ
て米北と戻してはなし) 外務本省と

並行して ランパート中参事官から高瀬
大使に上記(1)(2)と同趣旨の承り
(内報)

行われたことである。尾良主席には2112
日 午後通報して「石」の、事前に通報

了(予定) した。 (沖繩東電中
975号参照) 本件に2112日発表予定

呉んを極秘に願う。

GA-6

外務省

2. 上記1.の米側内報を踏まえて局内検討
の結果、本件に關して米側からの返報を
待つこととし、通水総務局長官秘書官に
対しては、「行政命令改訂は日米協議の
の段階に入らざるに米側から内報が
あった。詳細は不明である。米側からの返報
または連絡があれば」との一般的事実の
説明を付した。